

(様式 1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	薬務衛生課	検索番号	2-1
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	3の2-3		
許認可等	特定毒物使用者の指定				
<p>(根拠規定)</p> <p>特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者(以下「特定毒物使用者」という。)でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>法第三条の二第三項及び第五項の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。</p> <p>1 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合連合会(農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第十条第一項に規定する全国連合会に限る。以下同じ。)、森林組合並びに三百ヘクタール以上の森林を経営する者、主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者又は、食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者であって、都道府県知事の指定を受けたもの。</p> <p>2 用途 野ねずみの駆除</p> <p>法第三条の二第三項及び第五項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。</p> <p>1 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であって都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>2 用途 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫駆除</p> <p>法第三条の二第三項及び第五項の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。</p> <p>1 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であって都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>2 用途 かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫駆除</p> <p>法第三条の二第三項及び第五項の規定により、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。</p> <p>1 使用者</p> <p>イ 国、地方公共団体、農業協同組合又は日本たばこ産業株式会社</p> <p>ロ くん蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>ハ 船長(船長の職務を行う者を含む。以下同じ。)又はくん蒸により船倉内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者</p> <p>2 用途 倉庫内、コンテナ(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づ</p>					

(様式 1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

く日本産業規格 Z 一六一〇号 (大形コンテナ) に適合するコンテナ又はこれと同等以上の内容積を有する密閉型コンテナに限る。以下同じ。) 内又は船倉内におけるねずみ、昆虫等の駆除 (前号口に掲げる者にあつては倉庫内又はコンテナ内、同号ハに掲げる者にあつては船倉内におけるものに限る。)

平成 12 年 4 月 1 日付け薬第 2 2 5 0 号保健福祉部長通知。

特定毒物使用者の指定審査基準

毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第 3 条の 2 第 3 項の規定により知事が行う特定毒物使用者の指定は、本基準によるものとする。

1 燻蒸により倉庫内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者を使用者として指定する場合には、別記様式第 1 による申請書を提出させるものとし、毒物劇物取扱責任者の資格を有する者、これと同等以上の知識経験を有する者、又はこれらの者が勤務する法人その他の団体であること。

2 営業のために倉庫を有する者を使用者として指定する場合には、別記様式第 2 による申請書

を提出させるものとし、そのものの使用の頻度が高い (年に数回以上) 等の事情からその必要性が高いと認められるときに限り指定する。また、この製剤が使用される倉庫は、ガスのもれにくい構造であり、かつ、ガスの放出口が保健衛生上の危害が発生しない程度に人家から離れていること。

3 この製剤の使用に際しては、この製剤の取扱いについて十分に知識経験を有する者が実地に指導にあたること。

(その他)

(添付書類)

- ・燻蒸により倉庫内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者  
資格を証する書面の写し  
雇用契約書の写し (取扱責任者を雇用したとき)
- ・営業のために倉庫を有する者  
資格を証する書面の写し  
雇用契約書の写し (取扱責任者を雇用したとき)  
位置図  
平面図  
使用量 (営業のために倉庫を使用する者)